3　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、農林水産大臣等は、当該書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

一　個人にあっては、住民票の写し又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類

二　法人にあっては、次に掲げる書類

イ　定款

ロ　登記事項証明書

三　代理人によって届出するときは、その権限を証する書面

4　法第八条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　届出採捕者（届出採捕者が法第三条第一項に規定する団体である場合にあっては、当該団体に所属する者を含む。）が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合

二　当該特定第一種水産動植物等取扱事業者が専ら特定第一種水産動植物等の特定第一種水産動植物等取扱事業者以外の者に対する販売又は提供を業とする場合

三　当該特定第一種水産動植物等取扱事業者が国、地方公共団体その他営利を目的としない法人であって、専ら自ら生産した特定第一種水産動植物の種苗の販売又は提供を業とする場合

（変更等の届出）

第二十三条　法第八条第二項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　法第八条第一項の規定による届出をした年月日及び届出先

三　第十五条第一号に掲げる番号

四　変更した事項

五　変更の年月日

六　変更の理由

2　法第八条第二項の規定による廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　法第八条第一項の規定による届出をした年月日及び届出先

三　第十五条第一号に掲げる番号

四　廃止の年月日

（適法漁獲等証明書の交付の申請等）

第二十四条　法第十条第二項の規定による適法漁獲等証明書の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該特定第一種水産動植物等の種類及び加工品にあっては、その名称

三　当該特定第一種水産動植物等の重量又は数量及び容器又は包装の数

四　輸出の仕向地及び時期

五　輸出を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　輸入を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

七　当該特定第一種水産動植物等の輸出に係る仕入書に識別のための番号が付されている場合にあっては、その番号

八　当該特定第一種水産動植物等の搭載予定地及び搭載予定船舶名又は搭載予定航空機名

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該特定第一種水産動植物等に係る全ての記録（法第六条第一項に規定する記録をいう。）の写し又は当該記録の内容を転記した書面

二　当該特定第一種水産動植物等の輸出に係る仕入書、包装明細書及び船荷証券又は航空運送状の写し

3　法第十条第三項の適法漁獲等証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

4　法第十条第四項の規定による適法漁獲等証明書の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　適法漁獲等証明書の番号

三　適法漁獲等証明書を亡失し、又は適法漁獲等証明書が滅失した事情

5　適法漁獲等証明書の交付を受けた者（次項において「証明書受領者」という。）は、当該特定第一種水産動植物等が輸出されるまでの間にその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

6　証明書受領者は、適法漁獲等証明書を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。

7　適法漁獲等証明書は、法第十条第五項第一号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第二号に該当することとなった場合は速やかに、返納しなければならない。

（特定第二種水産動植物等の輸入に際して添付する書類）

第二十五条　法第十一条の農林水産省令で定める書類は、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）を採捕した漁船（以下この条において「採捕漁船」という。）が漁業の用に供される際に必要とされる当該採捕漁船の旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条2に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。以下この条において同じ。）の効力を有する漁業に係る許可を有していること及び当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が沿岸国の主権又は管轄権の下にある水域で採捕されたものである場合にあっては当該沿岸国の決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置に違反して採捕されたものではないことを、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が国際的な枠組みにより当該国際的な枠組みの決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置を適用することとされているものである場合にあっては当該措置に違反して採捕されたものではないことを証する当該採捕漁船の旗国の政府機関により発行された証明書であって、次に掲げる事項について記載したものとする。

一　証明書を発行した政府機関に係る情報

二　採捕漁船に係る情報

三　当該特定第二種水産動植物等に係る情報

四　当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）に適用される水産資源の適切な保存及び管理のための措置に係る情報

五　当該特定第二種水産動植物等の輸出者に係る情報

六　当該特定第二種水産動植物等の輸送に係る情報

七　当該特定第二種水産動植物等の輸入者に係る情報

八　その他参考となるべき事項

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項各号に掲げる事項のうち農林水産大臣が認めるものを省略することができる。

一　採捕漁船が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

イ　曳網（ひきあみ）漁具が設置されておらず、かつ、全長が十二メートル未満であること。

ロ　全長が八メートル未満であること。

ハ　上部構造物（船楼その他上甲板上に設けられた構造物をいう。）が設置されていないこと。

ニ　総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項に規定する国際総トン数をいう。）が二十トン未満であること。